

請 求 書

裁 判 所
検 察 審 査 費
委 員 等 旅 費

東京第一検察審査会 御中	請 求 考	住 所 東京都世田谷区上野毛1-23-10
支 給 決 定 平成 25 年 2 月 22 日		氏 名 澤 新
検察審査会第一代行		
<p style="text-align: center;"> [Redacted] 審査事件について検察審査会法第39条の2による 審査補助員として出頭したから下記のとおり旅費を請求します。 平成 25 年 2 月 22 日 </p>		
出 頭 年 月 日 [Redacted]	出 頭 場 所 東京第一検察審査会	
請 求 額 700 円		
内 容	金 額	事 由
	円	日 当 日分
	円	宿 泊 料 泊分
	700 円	鉄 道 賃 自 上野毛 至 霞ヶ関 間
	円	路 程 賃
	円	自 至 間
	計 700 円	
備 考	勤務先所在地及び名称 東京都世田谷区上野毛1-23-10 澤法律事務所	

請 求 書

裁 判 所
検 察 審 査 費
委 員 等 旅 費

東京第一検察審査会 御中	請 求 者	住 所 東京都世田谷区上野毛1-23-10
支 給 決 定 平成 25 年 2 月 28 日		氏 名 澤 新
検察審査会長 [Redacted]		[Redacted]
<p>[Redacted] 審査事件について検察審査会法第39条の2による審査補助員として出頭したから下記のとおり旅費を請求します。</p> <p style="text-align: center;">平成 25 年 2 月 28 日</p>		
出 頭 年 月 日 [Redacted]	出 頭 場 所 東京第一検察審査会	
請 求 額	700 円	
内 容	金 額	事 由
	円	日 当 日分
	円	宿 泊 料 泊分
	700 円	鉄 道 賃 自 上野毛 至 霞ヶ関 間
	円	路 程 賃
	円	自 至 間
	計	700 円
備 考	勤務先所在地及び名称 東京都世田谷区上野毛1-23-10 澤法律事務所	


請 求 書

裁 判 所
 検 察 審 査 費
 委 員 等 旅 費

東京第一検察審査会 御中 <hr/> 支 給 決 定 平成 25 年 3 月 28 日 検察審査会長 XXXXXXXXXX	請 求 者	住 所 東京都世田谷区上野毛1-23-10 <hr/> 氏 名 澤 新
<p style="text-align: center;"> XX 審査事件について検察審査会法 第39条の2による審査補助員として出頭したから下記のとおり旅費を請求します。 平成 25 年 3 月 28 日 </p>		
出 頭 年 月 日	出 頭 場 所	
XXXXXXXXXX	東京第一検察審査会	
請求額	700 円	
内 容	金 額	事 由
	円	日 当 日分
	円	宿 泊 料 泊分
	700 円	鉄 道 賃 自 上野毛 至 霞ヶ関 間
	円	路 程 賃
	円	自 至 間
	計	700 円
備 考	勤務先所在地及び名称 東京都世田谷区上野毛1-23-10 澤法律事務所	

請 求 書

裁 判 所
検 察 審 査 費
委 員 等 旅 費

東京第一検察審査会 御中 支 給 決 定 平成 25 年 4 月 5 日 検察審査会長 [Redacted]	請 求 者	住 所 東京都世田谷区上野毛1-23-10 氏 名 澤 新 <div style="float: right; text-align: right;">  </div>
[Redacted] 審査事件について検察審査会法 第39条の2による審査補助員として出頭したから下記のとおり旅費を請求します。 <p style="text-align: center;">平成 25 年 4 月 5 日</p>		
出 頭 年 月 日	出 頭 場 所	
[Redacted]	東京第一検察審査会	
請求額	700 円	
内 容	金 額	事 由
	円	日 当 日分
	円	宿 泊 料 泊分
	700 円	鉄 道 賃 自 上 野 毛 至 霞ヶ関 間
	円	路 程 賃
	円	自 至 間
	計	700 円
備 考	勤務先所在地及び名称 東京都世田谷区上野毛1-23-10 澤法律事務所	



請 求 書

裁 判 所
 検 察 審 査 費
 委 員 等 旅 費

東京第一検察審査会 御中		請 求 者	住 所 東京都世田谷区上野毛1-23-10	
支 給 決 定			氏 名 澤 新	
平成 25 年 4 月 11 日 検察審査会長				
<p>審査事件について検察審査会法第39条の2による審査補助員として出頭したから下記のとおり旅費を請求します。</p> <p>平成 25 年 4 月 11 日</p>				
出 頭 年 月 日		出 頭 場 所		
		東京第一検察審査会		
請 求 額		700 円		
内 容	金 額	事 由		
	円	日 当	日分	
	円	宿 泊 料	泊分	
	700 円	鉄 道 賃	自 上野毛	至 鎌ヶ関 間
	円	路 程 賃		
	円		自	至 間
	計	700 円		
備 考	勤務先所在地及び名称 東京都世田谷区上野毛1-23-10 澤法律事務所			

請 求 書

裁 判 所
検 察 審 査 費
委 員 等 旅 費

東京第一検察審査会 御中 支 給 決 定 平成 25 年 4 月 19 日 検察審査会長 [Redacted]	請 求 者	住 所 東京都世田谷区上野毛1-23-10 氏 名 澤 新
[Redacted] 審査事件について検察審査会法 第3・9条の2による審査補助員として出頭したから下記のとおり旅費を請求します。 <p style="text-align: center;">平成 25 年 4 月 19 日</p>		
出 頭 年 月 日 [Redacted]	出 頭 場 所 東京第一検察審査会	
請 求 額	700 円	
内 容	金 額	事 由
	円	日 当
	円	宿 油 料
	700 円	鉄 道 賃 自 上 野 毛 至 霞 ヶ 関 間
	円	路 程 賃
	円	自 至 間
	計 700 円	
備 考	勤務先所在地及び名称 東京都世田谷区上野毛1-23-10 澤法律事務所	